

環境厚生委員会資料

病 院 局
令和5年9月27日・28日

■ 予算案 1件

第102号議案 令和5年度島根県病院事業会計補正予算（第1号）・・・1

■ 報告事項 2件

1 病院局における障がい者雇用の状況について・・・2

2 島根県立病院経営強化プランの策定について・・・3

令和5年度島根県病院事業会計補正予算(第1号)
(9月補正予算)

1. 概要

- (1) 共済基礎年金拠出金負担率の変更等による一般会計負担金の増減
(2) 職員配置の状況(現員現給の反映)による給与費の減

2. 県立中央病院予算

(単位:千円)

科 目	補正前	補正額	補正後	概 要
(収益的収入及び支出)				
1 中央病院事業収益	20,415,447	▲ 17,475	20,397,972	
2 医業外収益	2,758,679	▲ 17,475	2,741,204	
3 うち一般会計負担金	1,331,132	▲ 17,475	1,313,657	共済追加費用・共済基礎年金拠出金の減
4 中央病院事業費用	20,837,281	▲ 78,331	20,758,950	職員数(一般職:本局職員を含む) 1,030人 → 1,021人
5 医業費用	20,052,947	▲ 78,331	19,974,616	
6 うち給与費	9,896,953	▲ 78,331	9,818,622	
7 収支差引(1-4)	▲ 421,834	60,856	▲ 360,978	

3. 県立こころの医療センター予算

(単位:千円)

科 目	補正前	補正額	補正後	概 要
(収益的収入及び支出)				
1 こころの医療センター事業収益	2,604,588	189	2,604,777	
2 医業外収益	1,047,584	189	1,047,773	
3 うち一般会計負担金	735,084	189	735,273	共済基礎年金拠出金の増
4 こころの医療センター事業費用	2,900,766	▲ 8,191	2,892,575	職員数(一般職) 171人 → 171人
5 医業費用	2,760,170	▲ 8,191	2,751,979	
6 うち給与費	1,691,929	▲ 8,191	1,683,738	
7 収支差引(1-4)	▲ 296,178	8,380	▲ 287,798	

病院局における障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

2. 病院局における障がい者雇用率の状況（令和5年6月分・島根労働局報告数値）

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（%）	不足数（人）	法定雇用率（%）
794	17.0	2.14	3.0	2.60

※ 毎年6月1日現在の職員の任免に関する状況等を報告

※ 全職員1,443人に占める医師、看護師等994.5人の割合に応じて適用される除外率（45%）により、全職員の45%（649人）が算定の基礎となる職員数から除外される。

（前年比）

障がい者数の増減（人）	実雇用率の増減（%）	不足数の増減（人）
13.0 ⇒ 17.0（+4.0）	1.67 ⇒ 2.14（+0.47）	7.0 ⇒ 3.0（-4.0）

3. 採用試験の実施状況

- 5月以降 障がい者を受験対象に含めた県立病院職員採用試験を実施
- 随時 障がい者を対象とした会計年度任用職員（ワークセンター勤務）採用試験を実施

4. 今後の取組等

- 「島根県病院局障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じる事ができる職場づくりを推進する。
- 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施する
- 先駆的な取り組みをしている医療機関の事例を参考に、県立病院に設置するワークセンターにおける業務の選定等に活用し、更なる雇用の創出・離職防止、環境整備等を図る。

【参考】知事部局等の障がい者雇用率の状況

	実雇用率（%）		法定雇用率（%）
	R5.6.1	R4.6.1	
知事部局	2.70	2.61	2.60
教育委員会	2.48	2.45	2.50

島根県立病院経営強化プランの策定について

1. 概要

(1) 位置付け

- ・総務省が示している「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月末)」(以下、ガイドライン)により公立病院を設置する自治体に対し、令和5年度末までのプラン策定が要請
- ・ガイドラインに基づき作成し、島根県病院事業の中期計画として位置づけ

(2) 計画期間

令和6年度～令和9年度(4カ年計画)

(3) プラン策定のポイント

- ① 持続可能な地域医療提供体制の確保のために「経営強化」に主眼
- ② 病院間の役割分担と連携強化に主眼
- ③ 医師・看護師等の不足に加え、令和6年度から開始される医師の時間外労働規制への対応も踏まえ「医師・看護師等の確保と働き方改革」を記載
- ④ 第8次保健医療計画に「新興感染症発生・まん延時における医療」が加わることを踏まえ、「新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組」を記載
- ⑤ 病院局で作成し、中央病院及びこころの医療センターの取組を包括して策定

2. 計画策定スケジュール

令和5年10月 第2回[※]島根県地域医療構想調整会議(素案の審議)
 令和5年12月頃 環境厚生委員会に素案報告
 令和5年12月
 ～令和6年1月 パブリックコメントの実施
 令和6年3月 第3回島根県地域医療構想調整会議に報告
 環境厚生委員会に報告

※島根県地域医療構想調整会議とは、医療法第30条の14第1項に定める協議の場として医療圏ごとに設置し、医療圏を所管する保健所において運営

【参考】プラン記載項目

第1章 県立病院経営強化プランの策定にあたって 第2章 現状と課題 ① 病院の概要 ② 病院の経営状況 ③ 外部環境の変化 ④ 医療政策への対応 (救急・周産期・がん・災害・地域・へき地・精神・感染症医療) ⑤ 課題	第3章 病院運営の基本方針と具体的な取組 ① 役割・機能の最適化と連携の強化 ② 医師・看護師等の確保と働き方改革 ③ 経営形態の見直し ④ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組 ⑤ 施設・設備の最適化 ⑥ 経営の効率化等 第4章 計画の推進
---	---